

「ごみ・資源物集積場所に関する取組への負担や課題」についてのまとめ

1 主な地域の声

(1) 集積場所の設置に関すること

ア 集積場所の新規設置や移動、分散にあたっては、場所の選定（スペースがない。道が狭いなど。）と合わせて、特に集積場所に近接する住民等との調整が、時間的にも精神的にも負担。

イ 集積場所の設置基準に満たない小規模な開発に際し、既設集積場所での受け入れ調整が困難なことが多い。

ウ 集積場所の設置基準については、現行基準を多く支持されているが、少ない世帯のほうが管理しやすい。

(2) 集積場所の維持管理（不適正排出・マナーに関することを含む）に関すること

ア 苦情対応や集積場所の清掃・見回り等が負担。

イ ごみや資源物の分け方・出し方のルールが完全には徹底されていない。そのため、収集されずに残された不適正排出物を自治会長や環境指導員が後始末（市への相談や、自身や自治会用意の指定袋を使用するなど）するなどの対応が負担。

ウ 事業者、集合住宅の住民、自治会未加入者の中に不適正排出が比較的多く、それらへの対応や精神的に負担。

(3) その他

ア 環境指導員の担い手が少ない。ごみ集積場所に関わる取組に対して市民一人ひとりの協力や理解が得られにくい。

イ ごみや資源物に関する苦情・相談等は自治会長や環境指導員に向けられているなど、一部の市民に負担が偏っている様子。

ウ 自治会長や環境指導員として、自身の生活スタイルの中でごみや資源物の取組をすることに、時間的、精神的に負担。

2 主な地域の声に対するこれまでの市の対応

(1) 集積場所の設置に関する課題に対して

ア 集積場所の設置に際し、様々な事情により設置基準を満たすことができない等の相談を受けた場合には、現場確認を含め地域と実状を共有し、臨機応変に対応をしている。

イ 小規模な開発（集積場所設置義務のない開発）に際して、既設集積場所への受け入れが困難なことが多い中、開発事業者に対しては特にごみの集積場所の設置を推奨している。

(2) 集積場所の維持管理に関する課題に対して

ア 不適正排出物は一定期間残置する、また、指定袋不使用は収集しないこととしている中、残置することで別の問題が生じる（衛生上の問題、ごみのごみを呼ぶ、次の曜日の品目が出せなくなるなど）などの連絡を受けた場合、市が残置物を引き取りに行く。

常習化しているもの、あるいは悪質なものは開封調査をし、排出者が特定できた場合は戸別訪問をして指導している。

イ 集積場所の清掃等に出たごみ（持ち帰らない不適正排出物、ポイ捨てとみられるものなども含む）は、「ボランティアごみ」として透明・半透明の袋に集約して出すように周知している。

ウ 分け方・出し方のルール徹底については、毎年度作成の冊子のほか、集積場所への掲示物の作成（地域の要望に沿った内容）、地区あるいは自治会が発行する回覧やチラシ等の作成支援、SNS発信などに努めている。

（3）その他

ア 2年に1回の環境指導員委嘱式、年2回の環境指導員地区会議（自治会長も同席）のほか、各地区あるいは自治会単位で実施されるごみや資源物に関する勉強会等へ積極的に出席し、市の施策や地域でのごみや資源物に関する取組方法等の周知、共有を図っている。